

議案第11号

財産の処分について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和46年富津市条例第30号）第3条の規定により次の財産を処分することについて、議会の議決を求める。

1 処分する財産

区 分	所 在	地 番	地 目	地積（実測）
土地	富津市大堀一丁目	25番3	宅地	12,338.95㎡

- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約金額 130,900,000円
- 4 契約の相手方 東京都武蔵野市中町一丁目17番4号
アイディホーム株式会社
代表取締役 兼井 雅史

令和7年6月3日提出

富津市長 高橋 恭市

提案理由

市所有の土地を処分することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものである。